

報告事項No. 1 ― ①

会 議 録

会 議 の 名 称		令和５年度第３回守谷市地域自立支援協議会
開 催 日 時		令和５年９月２９日（金） 開会：１６時００分 閉会：１７時００分
開 催 場 所		守谷市役所 大会議室
所管課		健幸福祉部 社会福祉課
出席者	委 員	城賀本委員、細田委員、石福委員、上野委員、河井委員、黒井委員、清水委員、高橋委員、小野寺委員、酒井委員、横田委員、染谷委員 計１２名
	事 務 局	羽田課長、横山係長、千葉主任 計３名

審 議 経 過

１ 開 会

２ 議 題

○報告事項

（１）守谷市障がい者福祉計画（第３期）進捗状況について（令和４年度）

障がい者施策の基本方針について定める同計画（計画期間：平成３０年度から令和５年度まで）について、令和４年度における進捗状況を報告し、意見を伺った。

【主な意見等】

特になし

○協議事項

（１）守谷市障がい福祉計画（第６期）・守谷市障がい児福祉計画（第２期）進捗状況について（令和４年度）

障がい福祉計画は、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、障がい児福祉計画は、障がい児通所支援及び障がい児相談支援について、それぞれの提供体制の確保計画を立てるものである。両計画（計画期間：令和３年度から令和５年度まで）の令和４年度における進捗状況について意見を伺った。

【主な意見等】

（委員）障がい福祉サービス等の利用実績について、達成率が１００％を超えているものがある。対応できる限界値は見込値よりも余裕を見て作成しているのか。

見込値を超えたことでサービス提供を拒否するということではないのか。

（事務局）見込値は少なくともこれくらいの利用はあるだろうから、供給できる体制を組まなければならないという目標値と考えていただきたい。

見込値超過によりサービス提供を拒否するものではない。

利用が増えているサービスについては提供体制が足りていないという実感はある。

守谷市外でもT X沿線や竜ヶ崎圏域の通いやすい範囲内で提供体制が取れればと考えている。

（２）守谷市障がい者福祉計画（第４期）・守谷市障がい福祉計画（第７期）・守谷市障がい児福祉計画（第３期）（案）について

現在策定を進めている当該三つの計画について、前回会議以降に実施した関係者団体や事業者へのヒアリング結果を踏まえた計画案を提示し、意見を伺った。

【主な意見等】

（委員）三つの計画はどう違うのか。

（事務局）法律による。障がい者福祉計画は障害者基本法に基づき市町村が策定する。同計画は障がい者施策の基本となる全般的な施策を決めていくものである。

障がい福祉計画は障害者総合支援法というサービスに関わる法律を根拠に、障がい児福祉計画は18歳未満を対象として児童福祉法を根拠に、それぞれ各市町村でどのサービスがどれだけ必要かを定めるものである。

全体の構成としては、三つの各計画を一つの冊子にまとめる形になる。

（委員）基幹相談支援センターは市役所内部で設置するのか。

（事務局）現状ではそのように考えている。ただし、今後の委託も視野に入れている。

（委員）医療的ケア児等コーディネーターの役割は。

（事務局）現在増加している「医療的ケア児」に対して、保育所、学校等受け入れ側や保護者からの相談を受け、具体的な対応を行う体制が必要。そうした専門家として、県が育成するコーディネーターの配置が進められている。

現在守谷市では3名のコーディネーターが、医療的ケア児に関わる部署（保健センター、社会福祉課、のびのび子育て課）に1名ずつ配置されている。

（委員）コーディネーターは医療現場経験者がよいのでは。役所の人があるのをやるのは大変。例えば、教育現場での対応ケースでは、学校医など医療機関と連携する際に医療的な部分が分かる人に間に入ってもらい仕組みが必要だと感じる。

（事務局）現在のコーディネーターはそれぞれ社会福祉士、保育士、保健師で、医療現場に従事した者はいない。いずれは医療系法人への協力依頼も考えていきたい。